

安八町防災士育成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、発災時に自主的に被災者支援、避難所運営等ができる地域防災の主導者となるべく担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上と地域コミュニティの活性化を図るため、防災士の資格取得に要した経費に対し、安八町防災士育成事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、安八町補助金等交付規則（昭和58年安八町規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、防災士とは、「自助」「共助」「協働」を原則として、地域社会の様々な場で、減災と地域防災力向上のための活動が期待され、かつ、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「防災士機構」という。）で認められた者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士機構が認証した研修機関が実施する防災士研修講座又は岐阜県が実施する岐阜県総合防災リーダー育成講座（以下「講座」という。）の受講料及び防災士教本代
- (2) 防災士資格取得試験受験料
- (3) 防災士資格認証登録料

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者であって、この要綱の施行後に防災士機構による防災士の資格を取得し、防災士認証登録を受け、登録年度内に交付申請を行う者
- (2) 町税等に滞納がない者
- (3) 防災士の資格取得後、防災リーダーとして町内の自主防災組織や自治会等で活動する意思のある者
- (4) 町が管理する安八町防災士台帳に登録されることに同意する者
- (5) 町が前号の台帳に登録された情報を町長が町内の自主防災組織や自治会等に提供することに同意する者

(補助金額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は3万円を限度とする。

3 補助金の交付は、1人につき1回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、防災士機構による防災士認証登録を完了次第、速やかに安八町防災士育成事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 防災士認証状の写し

(2) 第3条に規定する対象経費の支払いを証明する書類

(補助金の交付決定等)

第7条 町長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、速やかにその内容等を審査し、補助金の交付を決定したときは、安八町防災士育成事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助対象者に通知するものとする。

2 町長は、補助金を交付することが不相当と認められたときは、安八町防災士育成事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条1項に規定する補助金交付決定通知を受けた者は、速やかに補助金交付請求書(様式第4号)により町長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は前条に規定する書類を受理したときは、書類審査を行い、相当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 町長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段によって補助金の交付を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第11条 補助金の交付を受けた者は、積極的に地域の防災活動及び町が実施する防災に関する施策に協力しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。